

平成30年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第1回総会

日 時 平成30年1月25日（木）午前9時00分  
会 場 市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事 務 局 長 補 佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第4号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時04分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。よろしくお願い申し上げます。

木村議長            まず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、2番・猪倉通文委員、9番・佐藤義広委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

（報告事項朗読）

木村議長            ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。相原委員。

相原委員            はい、議長。1番、相原です。  
一つ教えていただきたい点があります。  
詳しく知っている人は知っていると思うんですけども、

農地改良届の3番の事項で、盛り土480センチと果樹を作付する、しかも1年間延長しますという提出らしいんですけども、ちょっと考えてみますと、2518平米に4.8メートルの盛り土というのは、これはかなりな状況なんではないかという感じがします。12万立方メートルの土砂、これは実際はどのような状況なんでしょうか。

木村議長                      事務局。

事務局（農地主査）      昨年、現地調査を事務局のほうでも行いました。その際、川のそばのところでありまして、かなり盛り土をする必要がある場所だということで確認しております。

それで、請け負った業者に、早くきちっと埋めるように、工事するよということ、指導してありまして、それでまた延長したということの申し出があった場所であります。

以上でございます。

相原委員                      ちょっと普通では余り例を見ないんじゃないかと思うので、土砂が流れ出すとかそういうことなども多分対策はしておられるとは思いますが、注意して地元の委員の方も、我々もたまに、なかなか多分誰も通らないところじゃないかと思うので、注意して見ていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

木村議長                      それの件に関して、猪倉委員。

猪倉委員                      2番猪倉です。

これ、事務局の補助的説明になりますけれども、この場所は道路からは落差があって、山に登る右手のほうに山から流れてくる田沢川という川がありまして、そこら辺がやはり4

メートル80ぐらいになるんです。段々道路が山に登っていくから。上っていけば上っていくほど高くなるし、土地は川のそばだから低いし、やはり道路のそばはちょっと、4メートル80もないけれども、川のそばはやはり4メートル80超すかもしれないみたいなところがたくさんあるような場所です。

木村議長

わかりました。

それに関連して、実はこの場所については、白岩地区でも農地パトロールで太郎の上のほうで確認している場所でありまして、何年か前から気になっていましたけれども、今言ったようにカーブのところの右下なんだよね、鉄塔があるところの。そして、業者って軽部建設じゃなかったですか。（「はい」の声あり）そうだよ。下のほうに投げるのは残土とかそういうのがあったので何か問題ないのかって、2年ぐらい前かな、話があったんですけども、そういった状況で、なかなか進捗状況が進まないといった状況だと思います。

ぜひ皆さんも、場所はここだということで案内しますので、ひとつ確認していただければと思いますけれども、そのようなことでよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

木村議長

ないようですので、事務局からほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第1号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第4号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしくお願いします。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

去る1月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

今回の事前審査会から農地利用最適化推進委員も出席し、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づき審査を行いました。

なお、今回は現地調査が必要な案件はありませんでした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時46分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員 12番、渡辺です。  
6ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

17日に佐藤委員と小野推進委員と一緒に現地調査をしまして、賃借人は認定農家であり、今回の申請は賃借人を変更するものであり、引き続き田として利用するもので、周辺の農地への影響はないと考えています。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員をお願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員           はい、議長。11番菊地です。

(議案書順位2番朗読)

この土地につきまして、1月14日、土田委員と渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。譲渡人と譲受人はおいと叔父の関係でありまして、おいが新規就農したんですが、その後事情が発生いたしまして、相談の結果譲受人に返すことにしたそうです。この農地をこれまでもつくってきたものと思いますので、問題ないと判断しております。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、1月14日、加藤委員と國井推進委員と現地を見てまいりました。びっくり市の近くの国道112号線沿い、寒河江重車輛の東側になります。引き続き農地として利用予定なので、地区審査では異議ありませんでした。

木村議長               ご苦労さまでした。

続きまして、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員               はい、議長。6番影沢政俊です。

(議案書順位4番朗読)

この案件につきまして、1月15日、鈴木委員と現地を確認に行こうと思ったんですけども、現地については雪で入



れない状態だったので、この案件に隣接しているところが平成28年から調査しておりましたので、地図上で鈴木委員と協議、議論しました。そして、譲受人についても、今後農地として使用するということでありましたので、問題ないということと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。3番菊地です。

6ページをお願いします。

(議案書順位3番朗読)

この件につきまして、1月13日土曜日に木村会長、眞木委員、新宮委員、そして菊地健推進委員と現地を確認してきましたが、雪のためちょっと遠くから見ないと確認できなかったんですけども、借人が西川町の農業委員ということでありまして、この人だったら間違いはないということで、現地を確認してまいりました。そして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位 1 番から 5 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、菊地弘美委員をお願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。1 1 番菊地です。

議第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について 8 ページをごらんください。

(議案書順位 1 番朗読)

この案件につきまして、1月14日、土田委員と渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。計画どおりであれば何ら問題はないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、石山委員お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

(議案書順位 2 番朗読)

この土地について、15日に大泉邦彦委員と熊坂浩行推進委員とで現地を見てまいりました。現地は左沢線柴橋駅から西のほうへ200メートルぐらい行った、県道天童大江線に接したところでありまして、この[ ]さんの母親が隣接している宅地に1人住まいであるということで、ときおり帰省した際に車庫が欲しいということでの申請であります。申請のとおりであれば問題なしということで、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位1番は共同住宅建築用敷地へ、順位2番は車庫建築用敷地への転用となっております。それぞれの申請地は住宅の用も

しくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が点在している地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

この案件につきまして、17日に佐藤義広委員と小野推進委員と一緒に現地調査をしまして、申請地は仲谷地1丁目、元町セブンイレブンから南に入ったところでありまして、住宅分譲地の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば何ら問題ないと考えております。地区審査でも異議ありませんでした。よろしく申し上げます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員申し上げます。菊地委員。

菊池(弘)委員

11番、菊地です。

(議案書順位1番朗読)

この件につきまして、1月14日、加藤委員と國井推進委員と現地を確認してまいりました。西根小学校から西のほうへ数百メートル行ったところの道路の南側に位置しておりますが、計画どおりであれば問題ないと考えます。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位3番朗読)

この件につきまして、1月14日、加藤委員と國井推進委

員と現地を確認してまいりました。譲受人と譲渡人は孫と祖父の関係であります。場所はマックスバリュの北側に位置しております。ほなみ団地の中でして、計画どおりであれば何ら問題はないと考えます。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位1番、3番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位2番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲を認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、12番の渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

土屋委員 はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをお願いします。

(議案書朗読)

譲受人は地区の中核的農家であり、認定農家であり、引き続き農地として利用するものであり、何ら問題ないと思われ  
ます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。

影沢委員

6番、影沢政俊です。

(議案書朗読)

譲受人は中核農家であり、認定農家であり、引き続き農地として利用するということでもありますので、何ら問題ないと判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案の



とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第4号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時11分

平成30年1月25日

第1回総会 議長.....

議事録署名委員 2番委員.....

議事録署名委員 9番委員.....